

消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置計画書 ①

年 月 日

亶理地区行政事務組合 消防長 殿

届出者 住 所  
氏 名

建築主	氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
設計者	氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
建築物の名称 又は工事名				
工事場所		亶理郡		
敷地面積		m <sup>2</sup>	主要用途	
工事種別		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替		
建築物の数		申請に係る建築物の数		同一敷地内の他の建築物の数
防火管理計画	所有形態	単独・区分・ ( )		
	使用形態	自己(自社)・賃貸・ ( )		
	管理形態	昼間	自己(自社)・委託(常駐・巡回・移報)	
		夜間	自己(自社)・委託(常駐・巡回・移報)	
	消防法施行令第2条を適用するものの収容人員		人	
※ 受付欄		※ 備考欄		

●記入上の注意事項

- ※印の欄は記入しないこと。
- 届出者が法人にあっては、名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入して下さい。
- この計画書は、消防法第7条第2項に定める期間内に提出して下さい。また、消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図及び配管図又は配線図を添付して下さい。ただし、消防用設備等の性質上不要と認められる図書の添付は、省略することができます。
- 申請建築物が複数棟ある場合は、棟別概要を棟ごとに提出し、かつ、届出者欄に署名押印をして下さい。また、階別の欄で5階を超える場合は、2枚以上使用し記入して下さい。
- 防火管理計画の欄は該当するものに○印をし、必要事項を記入して下さい。
- 工事種別、構造、防災物品、消防ポンプ等の非常電源、貯蔵取扱等の欄は、該当するものに○印をし、必要事項を記入して下さい。
- 内装制限による緩和の欄(不・準・難)は不燃材料、準不燃材料、難燃材料です。該当するものに○印をして下さい。また、内装制限による緩和は床面からの高さが1.2m以下の部分も含まれます。
- 建築物の高さの欄は、建築基準法施行令第2条第6号による高さを記入して下さい。
- 収容人員は、消防法施行規則第1条の規定により算定して下さい。
- 無窓階欄は、無窓階であれば○印を記載し、算定書、建具表、キープラン等の図書を添付して下さい。
- 消防用設備等項目欄は、設置する設備を階ごとに○印を、また、記載されていない設備を設置する場合は設備名を記載し○印をして下さい。避難器具の欄は避難器具の種類を、水噴霧消火設備等の欄は、(水噴・泡・不活性ガス・ハロゲン化合物・粉末)消火設備名を記載して下さい。

# 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画書（棟別概要）②

年 月 日

届出者 氏名 \_\_\_\_\_

下記防火対象物に、消防法第17条に基づき、消防用設備等を設置します。

防火対象物の名称						用途	
工事種別	新・増・（ ）	構造	耐火・準耐火・その他				
階数	地階を除く階数			地階の階数			
建築物の高さ	m	自動車の修理又は整備の部分				m <sup>2</sup>	
駐車場の部分	m <sup>2</sup>	発電機、変電器、変圧器等の設置されている部分				m <sup>2</sup>	
通信機器室	m <sup>2</sup>	鍛造場、ボイラー室、乾燥室等の部分				m <sup>2</sup>	
階別	階	階	階	階	階	合計	
申請床面積							
申請以外床面積							
合計							
用途							
無窓階						/	
収容人員							
内装制限による緩和	不・準・難	不・準・難	不・準・難	不・準・難	不・準・難	/	
消防用設備等	消火器					備考	
	屋内消火栓					※消防用設備等に必要事項を記載して下さい。(例：消防用水1個の水量等)	
	スプリンクラー						
	水噴霧消火設備等						
	屋外消火栓						
	自動火災報知設備						
	消防機関への通報						
	非常ベル						
	非常放送						
	避難器具						
	誘導灯						
	誘導標識						
	消防用水						
連結送水管							
防災物品の使用計画	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	/	
消防ポンプ等の非常電源	自家発 ・ 蓄電池 ・ 専用受電 ・ 燃料電池						
貯蔵取扱等	危険物施設（ ） ・ 少量危険物・指定可燃物・ 圧縮アセチレン等・高圧ガス・ その他（ ）				貯蔵名数量等		
令32条の概要							

消防用設備等の緩和等（令32条）を受けるためには、別途に消防本部への申請が必要です。